

# 令和5年度 定例報告に係るFAQ【歯科】

## ●定例報告の全般的な事項

Q1：昨年の報告書様式を使用して提出していいですか。

A1：報告書様式については、毎年度、内容の改訂を行っていますので、必ず今年度（令和5年度）の様式を使用してください。

なお、押印は不要です。

Q2：なぜ、自己点検を行うのですか。

A2：届出している施設基準については、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行うこととされています。

定例報告においては、7月1日時点の届出状況について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

### ＜参考通知＞

「保医発0304第2号及び保医発0304第3号（いずれも令和4年3月4日付）」

#### 第3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。

Q3：届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、要件を満たしていない施設基準が確認されました。どのように報告したらよいですか。

A3：これまでの事務連絡等において、新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等の臨時的な取扱いが示されています。

本来の要件は満たないものの、臨時の取扱い等により要件を満たす場合は、要件を満たしているものとして扱ってください。このとき、臨時の取扱い等により要件を満たす場合であっても、各様式には、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）2（2）、または、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等の臨時的な取扱いについて」（令和5年4月6日厚生労働省保険局医療課事務連絡）2（4）①を適用した値ではなく、各報告書に定める対象期間での実際の実績値を記載してください。

一方、臨時的な取り扱いをした上でなお、要件を満たさない場合は、以下のとおり報告等をお願いします。

< 臨時的な取り扱いをした上でなお、要件を満たさない場合 >

別添1「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名をご記入いただき、併せて辞退届を提出してください。

なお、下位区分への変更が必要な場合は別添1へ同様に記入し、変更届の提出をお願いします。（具体的な手続き方法については、所在地を管轄する各県事務所（福岡県は指導監査課）へご照会ください。）

**Q 4**：届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しました。また、別添1「施設基準の届出の確認について（報告）」の【総括表】に記載されている施設基準の届出等にも該当するものはありませんが、何か提出しなければいけないのでしょうか。

**A 4**：別添1「施設基準の届出の確認について（報告）」を含め、今回提出していただく書類はありません。

**Q 5**：届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）について、自己点検や報告が必要でしょうか。

**A 5**：自己点検は必要です。届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）のみ要件を満たさない場合は、別添1「施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア」に該当するため、別添1の提出は不要です。

**Q 6**：届出事項について変更（従事者の変更等）が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

**A 6**：平成30年度診療報酬改定以降は、従事者等に変更があっても、施設基準を満たしている場合には変更の届出が不要となりました。

ただし、神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算1、2及び3、歯科画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料（I）、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について、届け出ている医師に変更があった場合等、その都度届出を行う必要があります。

なお、CAD/CAM装置（連携する歯科技工所が使用する装置を含む。）の変更、連携している歯科技工所の追加等による変更の届出は、令和2年5月7日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その9）」により不要となりましたが、使用するCAD/CAM装置について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出が行われている機器であること、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない機器であること等について自院で確認を行う必要があります。

（※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行

います。その際、別添7（基本診療料の場合）又は別添2（特掲診療料の場合）の届出書に「変更届」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載（例「従事者の変更」等）していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に1部提出してください。)

**Q7**：報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

**A7**：管轄の九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）あて郵送にて提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告在中」と記載してください。

また、受付印押印後の報告書控えの返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

**Q8**：定例報告を送付する際に、他の届出書と一緒に送付してよいでしょうか。

**A8**：他の届出書がある場合は、定例報告とは別に送付していただくようお願いします。

**Q9**：各様式中の「保険医療機関コード」及び「保険医療機関番号」欄は、どのように記入するのでしょうか。

**A9**：以下のとおり記載してください。

「保険医療機関コード」欄・・・7桁の指定通知書の番号

「保険医療機関番号」欄・・・先頭に『各県の番号（2桁）』を付けて7桁の指定通知書の番号（合計9桁）

『各県の番号』

福岡県：40 佐賀県：41 長崎県：42 熊本県：43

大分県：44 宮崎県：45 鹿児島県：46 沖縄県：47

**Q10**：報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

**A10**：令和5年8月1日（火）までに提出してください。（郵送必着）

## ●個々の報告書類に関する事項

### 1. 選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況報告書（別紙様式5）関係

**Q11**：これまで報告を行っている価格と相違はないが、報告の必要はありますか。

**A11**：価格の変更がなく、また、全項目について前年7月1日から当年6月30日の間に診療実績もない場合は、報告の必要はありません。しかし、価格の変更がない場合であっても、期間内に診療実績がある場合には報告が必要となります。

**Q12:**これまで報告を行っている価格と相違がある場合、何か手続きが必要でしょうか。

**A12:**これまでの報告と価格の相違がある場合には、定例報告とは別に、速やかに変更の報告が必要です。

## 2. 費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行に関する報告書(別紙様式

### 12) 関係

**Q13:**明細書発行体制等加算を算定していますが、報告の必要はありますか。

**A13:**公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者を含め、全ての患者に明細書を発行している医療機関については、報告の必要はありません。電子請求を行っている医療機関のうち、明細書の発行を行っていない「正当な理由」について厚生局へ届け出ている医療機関が報告の対象となります。

## 3. 歯科点数表の初診料の注1の施設基準に係る報告書(様式2の7)、地域歯科診療支援

### 病院歯科初診料の施設基準に係る届出書添付書(様式3) 関係

**Q14:**職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修の実施状況について、いつ実施した研修を記入すればよいですか。(様式2の7のみ)

**A14:**直近で実施した研修をご記入ください。

**Q15:**常勤歯科医師の院内感染防止対策(標準予防策及び新興感染症に対する対策)に関する研修の受講歴について、4年以内の受講について記入することとなっていますが、7月1日時点で4年以内ということでしょうか。

**A15:**7月1日時点で、過去4年以内に受講している研修をご記入ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等で受講予定の研修が延期され4年以内の受講歴が記載できない場合は、直近の受講歴についてご記載ください。その場合、届出を辞退する必要はありませんが、研修が実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講してください。

なお、これら必要な研修等の受講については、令和4年改定において経過措置が設けられております(下記、参考通知ただし書きのとおり)。したがって、「令和3年4月1日から令和4年3月31日の間の受講であるが、新興感染症に対する対策に係る内容を含んでいない場合」は、経過措置の期限内であれば届出を辞退する必要はありません。

<参考通知>

※『基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて』(令和4年3月4日付保医発0304第2号)より抜粋

## 第2の7 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

### 1 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

(3) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修

を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。

(4) 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施していること。

(7) 令和4年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、1の(3)及び(4)の基準を満たしているものとみなす。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に令和4年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の第2の7(3)の院内感染防止対策に係る研修を受講した者については、当該研修を受けた日から2年を経過する日までは当該基準を満たしているものとみなす。

### 第3 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する施設基準等

1 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する施設基準等

(9) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。

(11) 令和4年3月31日において、現に歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、1の(9)の基準を満たしているものとみなす。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に令和4年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の第3の1(9)の院内感染防止対策に係る研修を受講した者については、当該研修を受けた日から2年を経過する日までは当該基準を満たしているものとみなす。